

平成13年10月29日

金融庁長官

森 昭 治 殿

千葉県商工信用組合

金融整理管財人 山 本 靖 彦

金融整理管財人 竹 下 正 己



預金保険法第80条に基づく業務及び財産の状況等に
関する報告及び経営に関する計画の提出について

当組合の業務につきましては、日頃より格別のご高配を賜り、誠に有難く厚くお礼申し上げます。

さて、預金保険法第80条に基づき、別添のとおり報告書及び計画書を提出いたします。

以上

目 次

頁

第1部 業務及び財産の状況等に関する報告書

I. 管理を命ずる処分を受けるに至った経緯について

1. はじめに……………1
2. 経営破綻の原因……………1
 - (1) 当組合をとりまく経営環境と経営状況……………1
 - (2) 経営破綻に至った経緯……………1
 - (3) 破綻に至った要因……………2
3. 管理を命ずる処分までの状況……………2
 - (1) 資本の状況……………2
 - (2) 自己資本回復の断念……………2

II. 業務及び財産の状況について

1. 与信業務……………3
2. 預金業務……………3
3. 投資等業務……………4
 - (1) 投資有価証券……………4
 - (2) 商品有価証券……………4
4. 固定資産の状況……………4
5. 不良債権の状況……………5
6. 関連会社の状況……………5

III. 事業譲渡等の見込みについて

1. 基本方針……………6
 - (1) 早期譲渡……………6
 - (2) 優良な顧客基盤・資産の維持……………6
 - (3) 経費の削減……………6
 - (4) 地域金融機能の維持……………6
 - (5) 内部管理体制の整備……………6
 - (6) 責任追及体制の整備……………6
2. 具体的施策……………6
3. 事業譲渡の見込み……………6

第2部 経営に関する計画書

IV. 基本方針

1. 円滑な事業譲渡の早期実施……………7
2. 業務の暫定的な維持継続による金融仲介機能の維持、優良な顧客基盤の維持……………7
3. 公的費用の極小化……………7
4. 地域経済への配慮……………7
5. 内部管理体制の確立……………8
6. 旧経営陣等の責任追及体制の確立等……………8

V. 資金の貸付けその他の業務の暫定的な維持継続に係る方針

1. 基本運営方針……………8
2. 管財人会議、業務運営会議の設置……………8
3. 個別業務運営方針……………9
 - (1) 与信業務運営方針……………9
 - (2) 資金調達業務運営方針……………10
 - (3) 投資業務運営方針……………10
 - (4) 経費運営方針……………10
 - (5) その他の業務運営方針……………10

VI. 業務の整理及び合理化に関する方針その他事業譲渡等を円滑に行うための方策

1. 経営責任の明確化……………11
 - (1) 旧経営陣の辞任等……………11
 - (2) 役員退職慰労金……………11
2. 経費の削減……………11
 - (1) 人員及び人件費の削減……………11
 - (2) 物件費の削減……………11
3. 店舗統廃合……………12
4. 保有資産の処分……………12
5. 内部管理体制の整備……………12
6. 関連会社の整理……………13
7. 不良債権の回収強化……………13

VII. 法令等の遵守……………13

VIII. 預金保険法第83条に定められた措置を効果的に実施するための体制整備等……………13

第1部 業務及び財産の状況等に関する報告書

I. 管理を命ずる処分を受けるに至った経緯について

1. はじめに

当組合は、平成13年5月11日、金融庁長官より、預金保険法第74条第1項2号に基づき「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」(以下「管理を命ずる処分」という。)を受けました。

当組合が管理を命ずる処分を受ける状況に至った経緯等につき調査を行いましたので、以下のとおりご報告いたします。

なお、本調査作業につきましては、平成13年5月11日に選任されてから直ちに開始いたしましたが、時間的制約等もあり本報告書の内容について必ずしも十分ではないかと思われる事項もあります。

しかしながら、預金保険法第83条に基づく旧経営陣の民事上や刑事上の責任を明確にするための調査を続行しており、これらにつきましても、後日、より明らかにできるものと考えております。

2. 経営破綻の原因

(1) 当組合をとりまく経営環境と経営状況

当組合は、千葉県内の地域の中小企業の経済活動の支援を目的に、昭和28年5月、下総商工信用組合として設立、昭和36年8月、千葉商工信用組合と合併、京葉信用組合と改称し、昭和63年2月、東金信用組合、市原信用組合、朝日信用組合との合併により現在の千葉県商工信用組合になりました。

営業地域については千葉県下の千葉市ほか66市町村とし、店舗は千葉市に本店、その他支店18店舗で営業しております。

営業体制は主として訪問・集金活動により小口の預金を集め、それを地域の中小零細企業者に対する事業性資金、個人に対する住宅ローン及び消費者ローン等を融資する地域密着経営を行ってまいりました。千葉県下での預金のシェアは0.83%、貸出金のシェアは0.64%を占めています。

(2) 経営破綻に至った経緯

当組合は、協同組織金融機関として組合員への資金提供等業務拡大を図ってまいりましたが、バブル崩壊以降景気の長期低迷等によって、主要取引業態である不動産業、建設業を中心に経営の悪化する取引先が続出し、貸出金の不良債権化が進むこととなりました。

これら、不良債権の増加に伴い、適切な償却・引当をするために自己資本が逐次減少し、平成13年3月期決算においては、延滞貸

出金の増加や担保価値の下落などから更なる償却・引当が必要となり、その結果、大幅な債務超過となりました。

(当期利益▲9,806百万円、組合員勘定▲6,192百万円)

こうした状況の中にあつて、当組合では自主再建を断念し、破綻公表をするに至りました。

(3) 破綻に至った要因

当組合は、合併後、経営方針の徹底が図れない中、不況による延滞金の増加や担保価値の低下という背景から不良債権が増加し、破綻に至りました。

融資審査面では、不動産・建設業者という特定業種に偏重して、バランスを欠き、返済計画の見通し等についても分析検討が不十分でした。

貸出金の回収・管理面では、本部管理体制が人員不足から整っておらず、各支店任せになっていて、到底十分とは言えませんでした。

営業面では、優良取引先の確保の努力、大口債権化の抑制など融資資産の内容の健全化へのシフト策も有効に講じてきた跡が見られませんでした。

資産運用面では、明確な処分基準を策定せず、迅速な処理を行う体制が不十分であったため、有価証券投資に失敗し、多額の損失をこうむっています。

このように、効果的な経営施策が実現出来なかったことで一層不良債権、不良資産が増加し、これらが破綻に至った主要な要因と考えます。

3. 管理を命ずる処分までの状況

(1) 資本の状況

当信組は、平成12年10月に実施された金融庁検査(平成12年3月末基準)の結果、適正な償却・引当を行えば債務超過(約3億円)であることが指摘されました。そこで、不良債権の回収、担保徴求による保全強化、店舗統廃合による資産売却、役員賞与のカット、役職員の人員削減等による経費削減により自己資本の回復に努めました。

(2) 自己資本回復の断念

しかしながら、短期で各組合員に増資を依頼しても業界の不況からその応諾を得がたく、かつ万一出資金返還不能の事態が生じることを慮り、増資要請を断念し、前項のとおり、自助努力による自己資本の回復に努めた次第です。

しかし、平成13年3月期決算では、約62億円の債務超過となり、自己資本回復の目途もたえず、当組合の財産をもって債務を完済することができないとの判断に基づき、5月11日、預金保険法第74条第5項に基づく申出を行うに至りました。

II. 業務及び財産の状況について

1. 与信業務

当組合の与信業務については、主要営業地域である千葉市、船橋市、東金市、市原市を中心に不動産業、建設業等を含む中小零細企業者や個人への融資が多くを占めております。

<貸出残高推移> 店舗数：19店 (単位：百万円、%)

	11年3月末		12年3月末		13年3月末		業界平均 (13年3月)	
		構成比		構成比		構成比	(速報値)	構成比
貸出金残高	106,643	100.00	97,252	100.00	86,903	100.00	47,957	100.00
うち中小企業	63,779	59.81	58,058	59.69	52,217	60.08	35,087	73.16
うち個人	41,144	38.58	37,777	38.84	31,451	36.19	—	—
うちその他	1,720	1.61	1,415	1.45	3,234	3.72	—	—

※「その他」には、地方公共団体が含まれる。

2. 預金業務

当組合の預金業務では個人預金の構成比が高く、主に中小企業主やその家族、従業員、知人への活動により維持されてまいりました。

<預金残高推移> 店舗数：19店 (単位：百万円、%)

	11年3月期		12年3月期		13年3月期		業界平均 (13年3月期)	
		構成比		構成比		構成比		構成比
預金残高	130,765	100.00	126,135	100.00	113,157	100.00	64,862	100.00
うち個人預金	107,107	81.91	102,151	81.00	95,650	84.53	—	—
うち法人預金	16,483	12.61	13,651	10.82	11,743	10.38	—	—
うちその他	7,174	5.49	10,330	8.19	5,764	5.09	—	—

※「その他」には公金預金、金融機関預金が含まれる。

3. 投資等業務

(1) 投資有価証券

投資有価証券につきましては、債券主体の運用を行ってまいりましたが、破綻公表後、資金繰り対策として売り切りを行い、残高は大幅に減少しました。

(単位：百万円)

	平成11年 3月末	平成12年 3月末	平成13年 3月末	平成13年3月末 の評価損益
投資有価証券	7,054	6,232	3,469	▲ 450
国債・地方債	77	1,877	7	0
社債	1,350	445	845	27
株式	59	49	49	1
その他	5,567	3,859	2,566	▲ 480
貸付有価証券	-	-	-	-

(2) 商品有価証券

当信用組合は、商品有価証券は保有していません。

4. 固定資産の状況

保有固定資産（営業用不動産、所有不動産）の状況は以下のとおりです。今後は、業務運営上必要不可欠なもの以外は順次売却する方針といたします。

<固定資産の状況>

(単位：百万円)

	土地				建物		
	件数	簿価 取得価格	評価額	含み損益	件数	簿価	簿価 償却後
事業用 不動産	18	1,720	1,167	▲552	20	1,022	1,000
所有 不動産	9	173	191	18	2	5	5

5. 不良債権の状況

当組合の不良債権は以下のとおりとなっています。

<リスク管理債権の状況>

(単位:百万円、%)

区 分	12年3月期		13年3月期		業界平均 (13年3月期)	
	貸出金残高	貸出金に 占める割合	貸出金残高	貸出金に 占める割合	貸出金残高	貸出金に 占める割合
破綻先債権	6,218	6.39	6,054	6.25	1,163	2.32
延滞債権	29,819	30.66	36,790	41.63	4,402	8.78
3ヵ月以上延滞債	4,604	4.73	1,389	1.60	195	0.39
貸出条件緩和債権	2,222	2.28	3,444	3.96	2,239	4.46
合 計	42,863	44.06	47,677	53.44	7,999	15.95

<金融再生法の開示債権>

(単位:百万円、%)

区分	平成13年3月期		平成13年3月期(業界平均)	
	金 額	債権の占め る割合	金 額	債権の占め る割合
破綻更正債権等	29,790	33.83	3,311	6.24
危険債権	11,939	13.56	2,510	4.73
要管理債権	6,921	7.86	2,382	4.49
正常債権	39,401	44.75	44,817	84.52
合 計	88,052	100.00	53,020	100.00

6. 関係会社の状況

該当する会社はありません。

Ⅲ. 事業譲渡等の見込みについて

1. 基本方針

(1) 早期譲渡

預金保険機構による資金援助を前提に、円滑な事業譲渡を早期に行うことにより、金融仲介機能の維持および当組合の事業価値の劣化防止に努めます。

(2) 優良な顧客基盤・資産の維持

優良な顧客基盤や資産を維持し、金融機関としての信任を取り戻すとともに、顧客の信頼回復に全力を尽くします。

(3) 経費の削減

円滑な事業譲渡を行うため、人件費・物件費等の営業経費の削減を図ります。

(4) 地域金融機能の維持

当組合の営業地域において、引き続き地域の中小零細企業者等に対する金融サービスの提供に支障が生じないように配慮いたします。

(5) 内部管理体制の整備

内部事務の厳正化及び相互牽制の徹底など体制面の整備を図り、受皿金融機関への円滑な事業譲渡を目指します。

(6) 責任追及体制の整備

預金保険法第83条に基づき、内部調査体制の整備を図り、旧経営陣等の責任を明確にいたします。

2. 具体的施策

預金保険法の趣旨を十分に踏まえ、業務の円滑な譲渡および善意かつ健全な取引先の保護のため、早期に事業譲渡を行うよう最大限努力いたします。

3. 事業譲渡の見込み

事業譲渡を行う相手先については、上記基本方針に則った業務運営に努めつつ、信用組合としての事業特性や地域経済及び、善意かつ健全な中小零細企業者を中心とする取引先への配慮を念頭に置き、早期に事業譲渡できるよう努力してまいります。